

2026 年度政策研究大学院大学 修士課程国内プログラム学生募集要項（追加募集）

2026 年度政策研究大学院大学修士課程国内プログラムの学生を次のとおり募集する。

なお、本募集要項は、以下のプログラム・コースにおいて、主に日本語で教育を受ける者を対象としたものであるが、英語で開講する科目の履修も推奨している。

アドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

<https://www.grips.ac.jp/jp/education/3policies/>

出願に際しては、本学及びプログラム・コースごとのアドミッション・ポリシー（求める学生像、審査方法及び審査基準）を確認すること。

1. 募集プログラム・コース

| フルタイムで修学に専念する教育プログラム (勤務先がある場合は 9. 就学許可書 (後掲) 参照) | | 授業の 主な時間滞 |
|--|---|--------------|
| 公共政策プログラム | 政策分析力、政策構想力を磨き、政策研究の最先端と実務の世界の架け橋となる人材を育成する。 | |
| 地域創造・金融コース | 最新の金融理論や金融手法を駆使し、地域の内外の資源を活用して新たな事業を創造できる人材を育成することを目的とする。 | 平日昼間 |

2. 標準修業年限

1 年

3. 募集人員

若干名

4. 入学時期

2026 年 4 月

5. 出願資格

次の(1)及び(2)の要件をともに満たす者

(1) 教育関係 ((ア)～(サ)のいずれかに該当する者)

(ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者及び 2026 年入学月前月までに卒業見込みの者 <日本国内で 4 年制大学を卒業>

(イ) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び 2026 年入学月前月までに授与される見込みの者

(ウ) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2026 年入学月前月までに修了見込みの者

(エ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2026 年入学月前月までに修了見込みの者

- (オ) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2026 年入学月前月までに修了見込みの者
- (カ) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 1 の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2026 年入学月前月までに授与される見込みの者
- (キ) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2026 年入学月前月までに修了見込みの者
- (ク) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）<防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校等を卒業した者>
- (ケ) 次のいずれかに該当し、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学において認めた者（原則として、第 2 年次までに 80 単位以上を修得し、その 4/5 以上が最上位の評価又は 100 点満点評価における 80 点以上の評価であること。）（11. 受験資格審査（後掲）参照）
- 1) 学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者
 - 2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - 4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (コ) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者（11. 受験資格審査（後掲）参照）
- (サ) 本学において、個別の受験資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2026 年入学月前月までに 22 歳に達する者（11. 受験資格審査（後掲）参照）

（2）推薦状関係

専門的職業人又は研究者若しくは教育者となりうるかどうかについて、本人の能力を評価することができる者 2 名により作成された推薦状を提出することができる者。

6. 選抜方法

第 1 次審査及び第 2 次審査の 2 段階選抜を行う。

- (1) 第 1 次審査：書類選考により行う。
- (2) 第 2 次審査：第 1 次審査の合格者に対して面接を行う。書類選考で必要と判断された者には課題提出を課す場合がある。

注) 第 2 次審査の詳細は、第 1 次審査結果と共に通知する。

7. 試験日程等

入学試験日程等は次のとおりである。

合否結果はメールにて通知する。なお、電話等による合否結果の問い合わせには、一切応じない。

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 出願受付期間 | 2026年1月19日（月）～30日（金） |
| 2. 第1次審査結果通知 | 2026年2月18日（水） |
| 3. 第2次審査 (オンライン面接) | 2026年2月25日（水） 第1次審査に合格した者にのみ実施する。第2次審査の詳細は、第1次審査結果と共に通知する。 |
| 4. 第2次審査結果通知 | 面接審査日から、原則として、2週間以内に本人に通知する。 |

8. 出願手続

出願手続については次のとおりである。

(1) 提出書類等

| 書類等 | 摘要 |
|--|--|
| 1. 入学志願票・履歴書 | 本学所定の様式に必要事項を記入すること。 |
| 2. 職歴詳細 | 本学所定の様式により作成すること。 職歴が無い者は、様式の氏名欄下の枠内の「職歴無し」に○印を付し、その他の欄には記入しないこと。 |
| 3. 受験票・写真票 | 受験票は、本学所定の様式に必要事項を記入し、85円切手を貼付すること。 写真票は、本学所定の様式に必要事項を記入し、出願期限前3か月以内に撮影した写真を貼付すること。 |
| 4. 推薦状（日本語版様式）又は Letter of recommendation (英語版様式) (2通) (注) | 日、英、いずれかの本学所定の様式により、2人の推薦者がそれぞれに作成し、 <u>署名・捺印の上、厳封したもの</u> 。 |
| 5. 成績証明書 (コピーは不可) | a) 学部卒業者は出身大学が作成したもの。 b) 大学院修了者は、a)に加え、出身大学院が作成したもの。 ※在籍していたすべての大学（又は大学院）が作成したものを作出すること。 ※在籍中の場合は、在籍大学（又は大学院）が作成した最新のものを提出すること。 ※成績証明書には評価基準が示されている必要がある。記載がない場合は出身大学（大学院）が作成した評価基準を示した証明書を別途提出すること。 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 6. 卒業・修了（見込）証明書 (コピーは不可) | <p>a) 学部卒業者は出身大学が作成したもの。</p> <p>b) 大学院修了者は、a)に加え、出身大学院が作成したもの。</p> <p>※在籍していたすべての大学（又は大学院）が作成したもの を提出すること。</p> <p>※卒業・修了見込者は、大学を卒業（又は大学院を修了）した 時点で卒業（又は修了）証明書を提出すること。</p> <p>※前記 5.出願資格(1)の（イ）による出願者は、学位授与（見 込）証明書もしくは学士授与申請（予定）証明書を提出する こと。</p> |
| 7. 自己推薦書 | 本学所定の様式により作成すること。 |
| 8. 検定料：30,000 円 注) | <p>次のいずれかで振り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関窓口：所定の振込依頼書に志願者本人の住所・氏名・電話番号を黒のボールペンで正確に記入し手続きを行い、検定料振込金受付証明書（C 票）を提出すること。C 票を受付窓口から受け取る際には、必ず日付印を確認すること。 ・ATM：振込明細書を提出すること。 ・インターネットバンキング：振込明細画面を印刷し提出すること。 <p>※振込手続は出願期限日の 14 時までに済ませること。</p> <p>※振込手数料は本人負担となる。</p> <p>※領収書が必要な場合は、所定の振込依頼書を使って金融機関の窓口で手続きを行い、振込金受取書（B 票）を受け取ること。</p> |

【以下、該当者のみ提出すること】

| 書類等 | 摘要 |
|------------------------------------|---|
| 9. 在留カードの写し | <p>日本在住の外国籍の者のみ。</p> <p>※日本語学校に在籍中の場合は履歴書の学歴欄に学校名、在籍期間を入力すること。</p> |
| 10. 日本語能力を証明する書類 注) (コピーは不可) | <p>日本語を母国語としない者のみ。次のいずれかを提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書（レベル：N1） ・本学所定の日本語能力調査書により日本語教育機関又は大学の指導教員が作成し、署名・捺印の上、厳封したもの。 |

注) 本学所定の様式については、本学の HP (<https://www.grrips.ac.jp/jp/admissions/guidelines/>) 上からダウンロードしたものを利用し、可能な限りパソコン等により入力すること。

(2) 書類等提出方法

提出は郵送に限る。郵送は配達記録が残る方法（書留郵便など）によるものとし、各出願期限日までに必着とする。なお、封筒の表に「公共政策プログラム地域創造・金融コース入学志願書在中」と朱書すること。

(3) 書類等提出先

〒106-8677 東京都港区六本木 7-22-1
政策研究大学院大学アドミッションズオフィス

(4) 問い合わせ先

入試に関する問い合わせはメールで行うこと。

E-mail : admissions@grips.ac.jp

土日祝日は閉室のため、注意をすること。

9. 就学許可書

勤務先のある者は、入学手続の際に本学所定の様式により、所属長が大学の研究に専念することを認める就学許可書を提出しなければならない。

10. 授業料等

(1) 入学料 : 282,000 円

- (ア) 入学手続案内にて通知する入学手続期間内（入学月前月までの指定する期間）に納付すること。
(イ) 納付された入学料は返還しない。

(2) 授業料 : (年額) 642,960 円 [(半期分) 321,480 円]

- (ア) 前期（4月～9月）授業料は4月末日まで、後期（10月～翌年3月）授業料は10月末日までに納付が必要となる。

(イ) 入学料納付の際に授業料も併せて納付することができる。納付された授業料は、入学月の前月末日までに入学辞退の意思を表示した場合に限り、返還する。

(ウ) 前期授業料納付の際に後期授業料も併せて納付することができる。

注) 入学時及び在学中に入学料及び授業料の改定が行われた場合は、改定時から新たな納付金額が適用される。

11. 受験資格審査

前記 5. 出願資格(1)の(ヶ)、(コ)又は(サ) の要件を満たす者として出願しようとする者は、下記(3)の申請書類を取り揃え、次のとおり手続きを行うこと。

なお前記 5. 出願資格(1)の(ア)から(ク)のいずれかに該当する場合は受験資格審査が不要であるため、前記 8.出願手続に従い手続きを行うこと。

(1) 申請書類提出期間

2026年1月19日（月）～23日（金）

(2) 申請方法

(ア) 事前に受験資格審査願の様式をアドミッションズオフィスに請求すること。

(イ) 申請は郵送に限る。郵送は配達記録が残る方法（書留郵便など）によるものとし、上記提出期限日までに必着とする。なお、封筒の表に「受験資格審査申請書類在中」と朱書すること。

(3) 申請書類

| 書類等 | 摘要 |
|-----------------|--------------------------------------|
| 1. 受験資格審査願 | |
| 2. 入学志願票・履歴書 | 本学所定の様式に必要事項を記入すること。 |
| 3. 職歴詳細 | |
| 4. 成績証明書 | 前記「8. 出願手続 (2)郵送による提出書類等」を参照すること。 |
| 5. 卒業・修了(見込)証明書 | |
| 6. その他 | 論文、著作等、出願者の学力判定に資する資料があれば、併せて提出すること。 |

(4) 申請先

政策研究大学院大学アドミッションズオフィス（前記8.(3)参照）

(5) 審査結果

本出願期限の前までに本人にメールで通知する。なお、審査の結果、受験資格を有すると判定された者の提出書類等は、以下のとおりとする。

| 書類等 | 摘要 |
|----------------|------------------------------------|
| 1. 受験票・写真票 | |
| 2. 推薦状（2通） | 前記「8. 出願手続 (1) 郵送による提出書類等」を参照すること。 |
| 3. 自己推薦書 | |
| 4. 検定料：30,000円 | |

【以下、該当者のみ提出すること】

| 書類等 | 摘要 |
|-----------------|------------------------------------|
| 5. 在留カードの写し | 前記「8. 出願手続 (1) 郵送による提出書類等」を参照すること。 |
| 6. 日本語能力を証明する書類 | |

12. 個人情報の扱い

出願の際に提出された書類等に記載された個人情報は、下記の業務において利用する。

- (1) 入学者選抜業務及び入試関係統計資料作成業務
- (2) 合格者に関する入学手続業務
- (3) 入学者に関する学籍管理などの教務関係業務及び授業料徴収に関する業務

13. 注意事項

(1) 出願手続き及び書類について

- ・出願手続等に不明な点がある場合は、氏名、志望プログラム・コースを明記のうえ、電子メールにてアドミッションズオフィスに照会すること（前記「8. 出願手続 (4) 問い合わせ先」を参照）。なお、本学ウェブサイトの「入試案内」に「よくある質問」
(<https://www.grips.ac.jp/jp/admissions/faqs/>) を掲載しているので併せて確認すること。
- ・出願書類等に不備があるときは、受理しないことがある。
- ・郵送する書類は、可能な限りパソコン等により作成すること。パソコン等を使用しない場合は、ペン又はボールペンを用いて楷書で記入すること。

- ・出願受付後は、記載事項の変更は認めない。
- ・出願受付後は、提出書類の返却はしない。
- ・提出書類の記載事項が事実と相違していることが判明した場合には、入学後であっても入学を取り消すことがある。

(2) 検定料について

- ・出願受付後は、検定料の返還はしない。
- ・同年度に再受験をしようとする場合は、検定料を振り込む前にアドミッションズオフィスに照会すること。

(3) 受験及び修学上の特別な配慮が必要な場合について

障害等がある者で、受験に際し特別の配慮を必要とする者は、出願の際に申し出ること。（前記8. 出願手続（4）参照）。

(4) 出願手続等に不明な点がある場合、受験票が届かない場合などには、アドミッションズオフィスに照会すること。

(5) 海外在住の外国籍出願者について

海外在住の外国籍の者は、在留資格取得に時間を要し、渡日が間に合わない可能性があるため、本試験への出願を受け付けない。